

## X R・メタバース等産業展企画選定委員会設置要領

制定 令和6年 5月17日  
一部改正 令和7年 3月28日

### (設置目的)

第1 X R・メタバース等産業展（以下、「展示会」という。）の運営を委託する事業者の選定については企画提案方式とし、応募事業者からの企画提案を審議し、委託事業者候補を選定するため、X R・メタバース等産業展実行委員会設置要綱第9条に基づき、X R・メタバース等産業展実行委員会（以下、「実行委員会」という。）にX R・メタバース等産業展企画選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する

- (1) 展示会の企画提案について審査すること
- (2) 展示会運営の委託業者候補を選定し、実行委員会に報告すること
- (3) 選定委員会の運営に関すること

### (組織)

第3 選定委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、実行委員長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表のとおりとする。

4 委員長は必要に応じて、前項に定める者以外の者を委員として追加指名することができる。

### (委員長)

第4 委員長は、選定委員会を代表する。

2 委員長に事故あるときは、東京都産業労働局商工部海外販路開拓担当課長がその職務を代行する。

### (定足数)

第5 選定委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

### (代理出席)

第6 第3条第3項に定める委員が出席できない場合は、委任状（別紙1）により代理人をたてることができる。

### (選定方法)

第7 選定委員会における企画提案の審査については、次に掲げる方法により評価及び審査を行い、運営を委託する業者の候補を選定する。

- (1) 別紙2に定める審査基準に基づき、委員が審査する。
- (2) 審査に基づき、総得点による順位付けを行う。
- (3) 順位付けの結果を踏まえ、審議を行い、運営を委託する事業者の候補を選定する。
- (4) 審議により候補とする事業者が決定しなかった場合は、委員長の判断により決定す

る。

(選定委員会の事務)

第8 選定委員会の事務は、実行委員会事務局で処理する。

(謝金)

第9 委員会の出席者(行政関係職員を除く。)に対して、1時間あたり13,700円(交通費・消費税込)の謝金を支払う。なお、所要時間が30分単位となる場合は、1時間単価の2分の1の金額とする。

(その他)

第10 本要領に定めのない事項については、委員長が定める。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

別表（第3関係）

XR・メタバース等産業展企画選定委員会 委員

	役職名
委員長	東京都産業労働局商工部長 (XR・メタバース等産業展実行委員会委員長)
委員	東京都産業労働局商工部 海外販路開拓担当課長
	外部有識者 2名以上 (官公庁、関係団体等)

## 委任状

（令和 年度XR・メタバース等産業展企画選定委員会）

（代理人）

団体・職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

上記のものを代理人と定め、審査を委任します。

年 月 日

（委任者）

団体・職名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

## 別紙2（第7関係）

## XR・メタバース等産業展企画選定委員会 審査基準

## ○ 評価項目

評価項目	配点					小計
	不可	可	良	優	秀	
1 事業計画・事業体制・事業趣旨						30
(1) 適切な事業運営計画	2	4	6	8	10	
(2) 確実な事業の執行管理体制	2	4	6	8	10	
(3) 事業趣旨に沿った提案	2	4	6	8	10	
2 広報展開・情報発信						30
(1) 出展企業へ向けた周知（提案力・発信力）	2	4	6	8	10	
(2) 来場者へ向けた周知（提案力・発信力）	2	4	6	8	10	
(3) 提案内容の実現性	2	4	6	8	10	
3 展示会全体の企画・運営及び展示・商談会の実施						30
(1) 展示会の企画提案内容	3	6	9	12	15	
(2) 事前説明会・商談活性化に向けた取組の実施	3	6	9	12	15	
4 ピッチイベントの実施						10
(1) ピッチイベントの企画提案内容	1	2	3	4	5	
(2) 申請受付・審査体制	1	2	3	4	5	
5 セミナー・ワークショップ及び体験企画の実施						20
(1) セミナー・ワークショップの企画提案内容	2	4	6	8	10	
(2) 体験企画の企画提案内容	2	4	6	8	10	
合計						120

○ 評価の視点

評価項目	評価の視点
1 事業計画・事業体制・事業趣旨	
(1) 適切な事業運営計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する内容について、仕様書に記載されるスケジュールでの実施が可能であるか。</li> <li>・魅力的な開会式が提案されているか。</li> </ul>
(2) 確実な事業の執行管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務全体の管理方法と執行体制は整っているか（場所・人員配置等）。</li> <li>・外部からの問い合わせに円滑に対応できる実施体制となっているか。</li> </ul>
(3) 事業趣旨に沿った提案	<ul style="list-style-type: none"> <li>・XR/メタバース等に係る展示会を実施することで、都内経済の活性化や産業の裾野拡大という事業目的に沿った提案内容となっているか。</li> </ul>
2 広報展開・情報発信	
(1) 出展企業へ向けた周知（提案力・発信力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業界の調査・分析を踏まえ、仕様書で規定した広報媒体等に基づいた提案がされているか（具体性、広範囲度合等）。</li> </ul>
(2) 来場者へ向けた周知（提案力・発信力）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書で規定されている広報媒体等に基づいた提案がされているか（具体性、広範囲度合等）。</li> </ul>
(3) 提案内容の実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案する出展企業や来場者を想定できているか（具体性、確度等）。</li> <li>・過去に同様の広報実績があるか。</li> </ul>
3 展示会全体の企画・運営及び展示商談会の実施	
(1) 展示会の企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書に基づいた提案となっており、展示会の趣旨や対象に合致した魅力あるレイアウトやデザイン（会場及びブース）であるか（回遊性・臨場感等）</li> <li>・仕様書に記載されている運営が可能かどうか。</li> <li>・ノウハウや過去の実績に基づいているか（具体性、実現性等）。</li> </ul>

評価項目	評価の視点
(2) 出展者向け事前説明会・商談活性化に向けた取組の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出展事業者のスキルアップや出展効果を高めるための支援企画が提案されているか。</li> <li>・出展事業者の販路拡大等の成果につながる取組が可能かどうか。</li> </ul>
4 ピッチイベントの実施	
(1) ピッチイベントの企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仕様書で規定されているテーマに基づいたイベントが提案されているか（具体性、実現性等）。</li> </ul>
(2) 申請受付・審査体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案したイベントを開催するための広報手法/受付体制/審査体制等が提案されているか（具体性等）。</li> </ul>
5 セミナー・ワークショップ及び体験企画の実施	
(1) セミナー・ワークショップの企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・XR/メタバース関連技術等の現状や課題等を踏まえ、理解促進や今後の活用につながる企画になっているか。</li> </ul>
(2) 体験企画の企画提案内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般来場者からビジネスとしてかかわる方まで、それぞれの対象や興味の度合いに応じて、興味を持って、楽しめると共に、理解が深まる企画になっているか。</li> </ul>